

## 金融機関の方へ

### 清川村勤労者等住宅資金利子補給金交付申請書 「融資機関記入欄」の記入についてよくあるQ & A

Q① ご融資の手続き上、住宅分と土地分を2つに分けて契約している場合、  
双方を合算すればいいのか？

A① 住宅分についてご記入ください。

Q② ご契約は1つで住宅分と土地分の返済開始日が異なる場合、第1回返済  
日は早い方でいいのか？

A② 住宅分の対象返済開始日をご記入ください。

Q③ 住宅分の契約が複数に分かれている場合は？

A③ 金額は合計をご記入ください。返済開始日については1回目の契約につ  
いてご記入ください。

Q④ 第1回返済日は、元金の返済1回目を記入すればいいのか？

A④ 元金・利息問わず、1回目の返済日をご記入ください。

Q⑤ 変動金利で契約しているが、返済金額の記入は？

A⑤ 当初契約時の返済金額について、ご記入ください。

Q⑥ 一部繰上償還があったが、期間はどのように記入すればいいのか？

A⑥ 返済最終月から償還金額分の月数を遡った期間をご記入ください。

Q⑦ 返済方法内の最（初・終）回欄はどのように記載すればいいのか？

A⑦ 返済計画の中で最初または最終回に返済額の調整がある場合には金額を  
記載してください。

裏面に続く

Q⑧ 延滞の有無欄はどのように記載すればいいのか？

A⑧ 延滞があった場合、延滞をした最終月から延滞月数分を遡って記載をしてください。（下記記載例を参考にしてください。）

※記載例：延滞をした月が2月、5月、10月の場合

延滞月数が3ヶ月分となりますので令和●年8月から10月分と記載してください。

Q⑨ 融資機関記入欄について「別紙のとおり」でもいいか？

A⑨ 内容がわかる書類（金銭消費貸借契約書の写し）を添付のうえ、署名（ゴム印可）、押印していただければ可能です。

その他、ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせは、

清川村役場 村づくり観光課 村づくり振興係

電話 046-288-3864（直）

FAX 046-288-1909

e-mail kankou@town.kiyokawa.kanagawa.jp